

〔平成23年2月23日〕
兵警情例規甲第2号

兵庫県警察における情報セキュリティ監査実施要領を下記のように定め、平成23年3月1日から実施する。

記

第1 総則

1 趣旨

この要領は、兵庫県警察における情報セキュリティに関する訓令（平成23年兵庫県警察本部訓令第1号。以下「訓令」という。）第7条の規定に基づき、情報セキュリティ監査（以下「監査」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義規定等の適用

訓令に定めるところによる定義規定及び略称規定は、この要領において適用する。

第2 監査の実施責任者

- 1 本部に、監査の実施責任者（以下「実施責任者」という。）を置く。
- 2 実施責任者は、総務部情報管理課長をもって充てる。
- 3 実施責任者は、監査の実施に関する事務を行うものとする。

第3 監査の種類

監査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 通常監査 情報セキュリティ管理者が、年度ごとに策定する情報セキュリティ監査計画に基づき、兵庫県警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティ対策の実施状況全般について行う監査
- (2) 特別監査 情報セキュリティ管理者が、特に必要があると認めたとしに行う監査
- (3) 予備監査 情報セキュリティ管理者が、警察における情報セキュリティに関する訓令（平成15年警察庁訓令第3号）第8条第3項の規定により長官官房長及び関係局部長が定めるところによる通常監査を円滑に受監するために、警察情報システムに係る情報セキュリティ対策の実施状況全般について行う監査

第4 通常監査

1 情報セキュリティ監査計画の策定

- (1) 情報セキュリティ管理者は、各所属に対して通常監査を実施するものとする。
- (2) 実施責任者は、年度ごとの情報セキュリティ監査計画を、委員会の審議を経た上で策定するものとする。
- (3) 情報セキュリティ監査計画は、通常監査の重点項目、通常監査の対象所属及び通常監査の時期について定めるものとする。

2 通常監査実施計画の策定

実施責任者は、情報セキュリティ監査計画に基づき、個別の監査ごとに通常監査実施計画を策定するものとする。

3 実施担当者の指名等

- (1) 情報セキュリティ管理者は、通常監査を実施するに当たって、本部の所属（サイバーセキュリティ・捜査高度化センターの所属を含む。）の警部以上の階級にある警察官又は警部相当職以上の一般職員のうちから、実施担当者を指名するものとする。この場合において、監査を受ける者と実施担当者を兼務させてはならない。
- (2) 実施責任者は、実施担当者を補助させるため、通常監査の項目に関係する所属の長に対し、当該所属の職員を実施補助者として派遣することを求めることができる。

4 実施担当者等の権限

実施担当者及び実施補助者は、通常監査を実施するために必要と認められるときは、通常監査の対象となる所属の職員に対し、説明及び資料の提出並びに指定する日時及び場所への出頭を求めることができる。

5 通常監査の実施に当たっての留意事項

実施担当者及び実施補助者は、通常監査を実施するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 取り扱う情報の保秘を徹底すること。
- (2) 厳正かつ公平を旨とすること。
- (3) 資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握に努めること。
- (4) 必要な限度を超えて、関係者の業務に支障を及ぼすことのないようにすること。

6 情報セキュリティ管理者等への報告

- (1) 実施担当者は、通常監査の結果について、実施責任者に報告しなければならない。
- (2) 実施責任者は、通常監査の結果について取りまとめ、意見を付して情報セキュリティ管理者に報告するものとする。

7 改善を求める事項等の通知

情報セキュリティ管理者は、前記6の(2)の規定による報告を受けたときは、その結果について、改善を求める事項その他必要と認める事項を対象となる所属の長に通知するものとする。

8 所属長のとるべき措置

前記7の規定による通知を受けた所属長は、当該通知の内容を踏まえ、速やかに必要な措置をとり、その結果を実施責任者を通じて情報セキュリティ管理者に報告するものとする。

9 委員会への報告

実施責任者は、委員会へ年度中に実施した通常監査の結果について報告するとともに、当該結果に基づく対策について報告の上、承認を受けるものとする。

第5 特別監査

1 特別監査の実施

- (1) 情報セキュリティ管理者は、特に必要があると認めるときは、特別監査を実施するものとする。
- (2) 前記(1)の特別監査の実施計画は、情報セキュリティ管理者の承認を受けた実施責任者が策定するものとする。

2 通常監査に関する規定の準用

前記第4の3から9までの規定は、特別監査について準用する。

第6 予備監査

第4の規定は、予備監査について準用する。